

第 1 班条例案

平成 2 4 年度法務マスター研修第 1 班

# 岩丘市自転車安全利用に関する条例



**【第 1 班】**

石岡市 青柳 智之










高萩市 浅井 一良

ひたちなか市 二川 和久

鹿嶋市 吉川 智美

かすみがうら市 木村 祐次郎

— 目 次 —

-  岩丘市の概要及び条例制定の背景
  - 1 岩丘市の概要
  - 2 条例制定の背景
-  岩丘市自転車of安全利用に関する条例
-  岩丘市自転車of安全利用に関する条例施行規則
-  岩丘市自転車of安全利用に関する条例逐条解説
-  法的課題の検討
  - 1 自転車of安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律との関係
  - 2 地方自治法，地方公務員法との関係（自転車安全利用指導員及び自転車交通安全対策審議会に関して）
  - 3 個人情報保護条例との関係
  - 4 行政手続条例との関係
  - 5 道路交通法との関係
  - 6 住民基本台帳法との関係
  - 7 自転車安全利用講習会の受講義務付けについて
-  岩丘市自転車of安全利用に関する条例 チャート図
-  飲酒運転に関する指導，過料手続フロー
-  プレゼンテーション資料
-  参考文献等

## 岩丘市の概要及び条例制定の背景

### 1 岩丘市の概要

岩丘市は、茨城県のほぼ中央、都心から北東に約 70km の距離に位置し、面積は 215.62km<sup>2</sup> で、これは県内で 9 番目の広さである。

市の西部から北部にかけて筑波山系が連なり、南東には 1 級河川恋瀬川が注ぐ霞ヶ浦を控え、併せて水郷筑波国定公園に指定されている。市内の大半は関東平野特有の平坦な地形で、筑波山から市街地に向けなだらかな丘陵地が広がっている。

市内を国道 6 号線、常磐自動車道のほか、JR 常磐線が縦断することから、交通の要衝地として知られ、また、市内には古墳や歴史ある寺などの“歴史的遺産”が存置するほか、“ふるさと”を感じさせる田園風景や茅葺民家が点在し、果樹栽培も盛んなことから、日帰り観光地としての注目も集めている。

気候は、年間平均気温が 15.0℃（平成 22 年）と温暖な地域であり、平成 22 年度の年間降水量は 1583.0mm、降雪は年 1～2 回になっていて、「筑波おろし」と呼ばれる筑波山からの乾いた冷たい風は、冬の特徴となっている。

岩丘駅前を中心とする中心市街地は、市内でも人口が集積する地区である。また、古い商家等が多くあり観光名所となっていて、駅を中心として商業地、住宅地が広がっている。



### 2 条例制定の背景

#### ●岩丘市における自転車保有台数

(単位：台)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
保有台数	25,200	26,800	27,300	28,100	28,300

自転車は、地球環境にも優しく、健康増進にも寄与することから、岩丘市においては、通勤や通学のみならず趣味としても人気があり、身近な乗り物として幅広い年齢層に利用されている。岩丘市の自転車保有台数については、年々増加を続けており、平成 23 年には過去最高となった。

岩丘市においては、今後も商業地における大規模な企業の立地が予定されており、通勤に自転車を利用する人が増加する可能性がある等、その利用者の増加が見込まれる。

#### ●岩丘市の自転車の事故件数－対歩行者

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
対歩行者の事故件数	28	32	36	38	41
うち死者数	0	1	1	2	3

岩丘市における自転車の交通事故件数は、年々増加している。特に、対歩行者との事故が問題になっており、自転車利用者が加害者となるケースが増加している。

岩丘市では、市内の商業地において大規模な工業地帯があり自転車で出勤をしている従業員が多い。また、駅前周辺には居酒屋が多く、飲酒をして自転車に乗車して帰る人も見受けられる状況である。このような状況の中、近年では自転車利用者が加害者となる死亡事故も発生してしまっている。

こうしたことから、自転車利用者の危険運転に対する“イメージネーション”の不足や、自転車は車両であるという意識が希薄になっていることがうかがえる。今後、市内で死亡事故等の重大事故を発生させないための対策が必要となっている。

●岩丘市の自転車違反の取り締まり件数 (単位：件)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
指導警告票交付件数	136	150	151	158	165
検挙件数	3	5	6	9	11

(「指導警告票」とは、違反を現認した際に検挙はしないが、注意を喚起するために交付する書面である。)

指導警告票の交付件数及び検挙件数は増加を続けており、今後もその傾向が続くと思われる。

市民からは、夜間にライトをつけずに運転する自転車に気付かずひかれそうになったこと、携帯電話を見ながら運転する自転車にぶつかりそうになったこと等に対して苦情が上がっている。幸いにも事故になってはいないにしても、こうした危険走行をする自転車は市内で頻繁に見受けられ、いつ事故が発生してもおかしくない状況ができています。

警察による取り締まり件数は増えているが限界があり、危険運転をする自転車は後を絶たない。そのため、市としてこのような状況を改善していく必要がある。

●自転車事故の対策について

このように、近年、岩丘市では、駅前や観光地周辺、通勤・通学路周辺での自転車の交通量が増加しているが、このまま何らかの対策を採らなければ、自転車事故発生件数が増加を続ける可能性があり、それにより自動車運転者、自転車運転者、歩行者及び周辺住民に対する不安が増大してしまうおそれがあるため、市として施策を行っていくことが必要となる。

そこで、市民にとって安全で住みやすいまちづくりを行うために、自転車の安全利用に関する条例を制定し、自転車の安全利用を促進するものである。

●課題

1 自転車利用者の問題

- ・道路交通法等の法令を知っていて守らない。
- ・法令に関する知識が不足している。
- ・自転車の安全利用に係る運転マナーが欠如している
- ・危険運転に対するイメージネーションが欠如している。
- ・自転車の点検や整備が不十分である。
- ・事故発生時の損害保険等に加入していない場合が多い。

2 道路環境の問題

- ・狭あいな道路がある。
- ・見通しの悪い道路がある。

### 3 法の問題

- ・法令による規定が十分でない。

#### ●検討

- ① 自転車利用者に起因する問題については、多くは道路交通法や茨城県道路交通法施行細則により既に規制があるが、実際には遵守されていないのが現状である。法令を知っているにも関わらず守らない場合、法令に関する知識が不足して結果的に法令が守られていない場合、曲がり角でもスピードを落とさないといった自転車の危険運転に対してイメージが欠如している場合等が考えられるため、市が積極的に法令の周知や危険運転の恐ろしさについて周知を行う必要があると考えられる。
- また、きちんと法令を守り運転をしている優良な自転車運転者に対しては、積極的な財政支援等を行うということが考えられる。より多くの市民に自転車を安全に利用する方法等を周知するためにも、自転車の安全利用に関する講習会等を開催し、自転車の安全利用に関する知識、自転車の整備方法、事故時の保険に関する知識等を広めるとともに、その講習会等を受講する動機付けとなるような財政支援、施策が併せて必要と思われる。
- ② 自転車運転では、近年、携帯電話を操作しながらや、音楽を聴きながらといった「ながら運転」が問題となるケースが増加している。その規制については、道路交通法第70条の安全運転義務による「車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。」との抽象的なものになっていて、その他の法令においては規定がない状況である。そのため、市の条例の中で「ながら運転」の禁止の内容を個別具体的に規定し、市民に対して分かりやすく注意を促す必要があると考えられる。
- ③ 自転車による酒気帯び運転については、自転車も自動車と同様に加害者となりうる可能性があるが、自動車と違い道路交通法による罰則の規定がないため、条例による行政罰の検討を行う必要があると考えられる。
- ④ 市は、狭あいな道路や交差点の改良を進めるが、予算上の制約もあり、それを市の全域に渡り一斉に行うことは不可能に近い。そのため、道路等の改良が近いうちには見込まれないが自転車の事故や違反行為が多発すると思われる場所は、道路状況、住宅の密集度等の要因もありある程度予測できるので、そのような場所を事故多発エリアとして特定し、条例の中で設置する自転車安全利用指導員を配置することで、事故や違反の発生を防ぐ必要があると考えられる。

## 岩丘市自転車の安全利用に関する条例

### (目的)

第 1 条 この条例は、自転車の安全利用について、市、自転車利用者、市民、自転車小売業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項等を定めることにより、自転車の安全利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって自転車に関する事故の防止、市民の安全の確保及び自転車を安全かつ快適に利用できる環境の形成に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第 2 条第 1 項第11号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車の安全利用 自転車の安全運転、事故の防止に関する知識の習得、定期的な点検整備、自転車損害保険等への加入その他の自転車を安全に利用することをいう。
- (3) 市民 岩丘市に居住し、通勤し又は通学している者をいう。
- (4) 自転車利用者 市内において自転車を道路（道路交通法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路をいう。以下同じ。）で乗車し、利用する者をいう。
- (5) 関係団体 自転車の安全利用に関する活動等交通安全に関する活動を行う交通安全協会、高齢者団体、自治会その他の団体をいう。
- (6) 自転車小売業者 市内に店舗を有し、自転車の小売及び修理を業とする者をいう。
- (7) 自転車損害保険等 自転車が関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。
- (8) 学校長 市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校をいう。）の長をいう。

### (市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を講じなければならない。

- (1) 自転車の安全利用の推進及び促進に関すること。
- (2) 市の区域内における交通事故多発地点の道路の改善、道幅が狭い道路の拡幅等道路環境の整備を行うこと。
- (3) 自転車の安全利用に関する施策について、自転車小売業者、市民、学校長、関係団体及び警察と連携し、協力すること。

### (自転車利用者の責務)

第 4 条 自転車利用者は、道路交通法その他の交通安全に関する法令を遵守しなければならない。

- 2 自転車利用者は、市、警察、関係団体等が行う自転車の安全利用に関する事業に積極的に参加するよう努め、自転車の安全利用に関する知識を習得し、定期的な点検整備を行い、及び自転車損害保険等への加入に努めなければならない。
- 3 自転車利用者は、市又は警察が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努

めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、道路交通法その他の交通安全に関する法令を遵守し、及び次に掲げる事項の励行に努めなければならない。

- (1) 自転車の安全利用について理解を深めること。
- (2) 家庭、地域、職場その他の社会生活のあらゆる分野において、自転車の安全利用の推進及び促進に寄与する取組を自主的かつ積極的に行うこと。
- (3) 市又は警察が行う自転車の安全利用に関する施策に協力すること。

(自転車小売業者の責務)

第 6 条 自転車小売業者は、自転車の販売又は修理に当たっては、自転車の利用者又は所有者に対し、自転車の安全利用の方法及び自転車の定期的な点検整備について、その啓発に努めなければならない。

- 2 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対して、自転車の防犯登録を勧奨し、自転車損害保険等に関する情報を説明するとともに、その事業活動を通じて自転車損害保険等への加入の勧奨に努めなければならない。
- 3 自転車小売業者は、市又は警察が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(学校長の責務)

第 7 条 学校長は、その児童及び生徒に対し、その発達の段階に応じた自転車の安全利用に関する自転車交通安全教育を実施するよう努めなければならない。

- 2 学校長は、その児童及び生徒に対し、自転車利用の際の自転車乗車用ヘルメットの着用を指導するよう努めなければならない。
- 3 学校長は、自転車の通学を認めるときは、自転車通学者に対し、自転車の安全利用に関する指導を行わなければならない。
- 4 学校長は、市又は警察が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第 8 条 関係団体は、自転車利用者に自転車の安全利用に関する知識を習得させるため、その啓発に自主的かつ積極的に努めなければならない。

- 2 関係団体は、市民に対し、自転車の安全利用に関する理解と協力が得られるよう、自転車の安全利用の推進及び促進に寄与する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
- 3 関係団体は、市又は警察が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の遵守事項)

第 9 条 自転車利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、道路交通法その他の法令によりこれらに対する例外が認められている場合は、この限りでない。

- (1) 歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行すること。
- (2) 道路の左側端に寄って通行すること。
- (3) 酒気を帯びて運転しないこと。

- (4) 他の者を乗車させて運転しないこと。
  - (5) 他の自転車と並進しないこと。
  - (6) 夜間等においては、前照灯等を点灯させ、歩行者、他の車両から認識しやすいようにすること。
  - (7) 歩道及び路側帯を通行する歩行者等に対し、自己の進路を確保する目的で警音器を使用しないこと。
  - (8) 交差点内を通行しようとするときは、必要に応じ一時停止又は徐行をするなど歩行者及び他の車両に注意して運転すること。
  - (9) 信号機のある交差点を通行するときは、その信号を遵守するとともに、安全の確認を行うこと。
  - (10) 信号機のない交差点を通行するときは、一時停止の道路標識等を遵守し、又は徐行するとともに、安全の確認を行うこと。
  - (11) 物を持つこと等による片手での運転をしないこと。
  - (12) 傘を差すなど、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転しないこと。
  - (13) 携帯電話その他の携帯機器を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は注視しながら運転しないこと。
  - (14) イヤホン又はヘッドホンの使用による安全な運転に必要な音声が十分に聞こえないような状態で運転しないこと。
  - (15) 前各号に掲げるもののほか、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしないこと。
- 2 前項に掲げるもののほか、自転車利用者は、歩行者の安全を確保するため、次に掲げる事項を特に遵守しなければならない。
- (1) 歩行者の通行の頻繁な歩道及び路側帯を通行するときは、自転車を押して歩くこと。
  - (2) 歩道を通行するときは、当該歩道の中央から車道寄りの部分を徐行するとともに、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止をすること。
  - (3) 商店街の区域内を通行するときは、必要に応じて自転車を押して歩くよう努めること。
- 3 幼児又は児童を保護する責任のある者は、当該幼児又は児童を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。  
(自転車の安全利用に関する啓発等)
- 第10条 市長は、市内の学校、警察その他関係機関、関係団体及び事業者等と連携し、自転車の安全利用について市民等の理解が深まるよう広報及び啓発を行うものとする。
- 2 市長は、自転車利用者の自転車損害保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、第1項の啓発を行うに当たっては、小学校就学前の児童を保護する者に対する自転車交通安全教育を実施するよう努めるとともに、高齢者に対しては、関係団体と連携して実施するよう努めるものとする。
- 4 市長は、関係団体が行う自転車交通安全教育及び啓発活動に対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を実施するものとする。  
(市が実施する自転車安全利用講習会)



第11条 市長は、自転車の安全利用に関する知識を習得させ、自転車の安全利用の意識の向上を図ることにより自転車に関する事故を未然に防止するため、規則で定める自転車の安全利用に関する講習会（以下「自転車安全利用講習会」という。）を実施するものとする。

2 市長は、自転車安全利用講習会を実施するに当たり、警察、関係団体等に対してその協力を求めることができる。

（修了証）

第12条 市長は、自転車安全利用講習会を修了した者に対し、修了証を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により修了証の交付を受けた者に対し、自転車の安全利用に関する物品の供与その他の優遇措置を講ずることができる。

3 修了証の有効期間は、当該証の交付を受けた日から起算して5年とする。

4 修了証の様式は、規則で定める。

（自転車安全利用指導員）

第13条 自転車の安全利用を推進及び促進するため、自転車安全利用指導員（以下「指導員」という。）を設置する。

2 指導員は、規則で定める者の中から市長が委嘱する。

3 指導員は、次に掲げる事項を行う。

(1) 市内の巡回及び指導

(2) 関係団体との連携による自転車の安全利用に関する広報及び啓発

(3) 前2号に掲げるもののほか自転車の安全利用の推進及び促進に関し必要な事項

4 指導員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（指導員の指導等）

第14条 前条第3項第1号の指導は、第9条第1項各号並びに同条第2項第1号及び第2号に規定する遵守事項を遵守しない自転車利用者に対して行うものとする。

2 指導員から次の各号に掲げる規定の違反に係る指導を受けた自転車利用者は、当該指導を受けた回数が当該各号に定める回数に達するごとに、自転車安全利用講習会を受講しなければならない。この場合において、当該自転車利用者が第12条第1項の規定による修了証の交付を受けたものであったときは、当該自転車利用者は、当該指導を受けた回数が当該各号に定める回数に達したときに、その者に係る修了証を返還しなければならない。

(1) 第9条第1項第3号 1回

(2) 第9条第1項各号（第3号を除く。）並びに同条第2項第1号及び第2号 3回

3 前項の規定により自転車安全利用講習会を受講した場合、当該自転車利用者に係る指導員が指導を行った回数は、0回となるものとする。

4 第2項後段の規定にかかわらず当該自転車利用者が当該修了証を返還しなかったときは、市長は、当該自転車利用者に対し、当該修了証の返還を命じるものとする。

5 市長は、第2項前段の規定による自転車安全利用講習会を受講しなければならない自転車利用者が属する勤務先等に対し、自転車の安全利用に関する教育、啓発等を積極

的に行うよう指導することができる。

(呼気検査)

第15条 指導員は、自転車利用者又は道路で自転車に乗車しようとしている者が第9条第1項第3号の規定に違反して自転車を運転するおそれが認められるときは、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、規則で定めるところによりその者の呼気の検査をすることができる。

(自転車交通安全対策審議会)

第16条 市における自転車の安全利用に関する施策、計画等の検討、第4項の規定による区域に係る地域等を審議するため、自転車交通安全対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の委員は次のとおりとし、市長が委嘱する。

(1) 副市長

(2) 生活環境部長

(3) 警察の代表者

(4) 指導員の代表者

(5) 市民の代表者

(6) 関係団体の代表者

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

3 審議会は、市長の自転車の安全利用に関する施策等に係る諮問に対して答申し、施策等に助言し、又は必要と認めるときは市長に対し勧告することができる。

4 市長は、審議会に諮問し、当該諮問に対する答申を受けた上で、特に注意を必要とする市内の自転車が係る交通事故が多発する地域及び住宅が密集する地域、道幅が狭い道路が存在する地域等を、危険区域及び事故多発区域として指定することができる。

5 審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(財政上の措置)

第17条 市は、自転車の安全利用及び自転車利用環境の向上に関する施策を推進しこの条例の目的を達成するために、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 第13条第4項の規定に反し、指導員又は指導員であった者が、職務上知り得た個人情報や自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(過料)

第20条 第9条第1項第3号の規定に反し酒気を帯びて自転車を利用した者のうち、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第44条の3で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったもので道路交通法第117条の2第1号の規定に該当しないものは3万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、第20条の規定の施行後3年を経過した場合において、自転車の安全利用に関する市民の意識の変化、自転車に関係する交通事故の発生状況等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(岩丘市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 岩丘市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表環境審議会委員の項の次に次のように加える。

自転車安全利用指導員	日額	5,000	副市長
自転車交通安全対策審議会委員	日額	5,000	副市長

(岩丘市自転車駐車場設置及び管理条例の一部改正)

- 4 岩丘市自転車駐車場設置及び管理条例（平成17年条例第83号）の一部を次のように改正する。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、岩丘市自転車の安全利用に関する条例（平成24年条例第〇〇号）第12条第1項の規定により修了証を交付された者に係る使用料は、別表に定める使用料の額の2分の1の額とする。

第10条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定による額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 岩丘市自転車の安全利用に関する条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、岩丘市自転車の安全利用に関する条例（平成24年条例第〇〇号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(広報及び啓発の詳細)

第 2 条 条例第10条第 1 項に規定する自転車の安全利用に関する知識、情報等の広報及び啓発は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 自転車の安全利用に関する冊子、パンフレットの配布
- (2) 道路、交差点等における横断幕、看板の設置
- (3) 広報車による巡回、街頭啓発
- (4) 市の広報紙等への関連記事掲載
- (5) 前各号に掲げるもののほか、効率的に自転車の安全利用を啓発する方法

2 自転車の安全利用の推進及び促進に資するため、特に広報及び啓発活動を行う強化月間は、毎年 5 月とする。

(自転車安全利用講習会)

第 3 条 条例第11条第 1 項の規定による規則で定める自転車安全利用講習会は、市及び岩丘市交通安全協会が実施する自転車の安全利用に関する講習会とする。

(修了証の様式)

第 4 条 条例第12条第 4 項の規定による修了証は、様式第 1 号とする。

(指導員の委嘱)

第 5 条 条例第13条第 2 項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 警察官の職にあった者
- (2) 公益財団法人日本交通管理技術協会が実施する自転車安全整備技能検定に合格した者
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の 2 に規定する技能検定員又は同法第 99 条の 3 に規定する教習指導員
- (4) 前 3 号に掲げる者と同等に法令及び自転車の安全利用についての知識を有すると市長が認める者

(指導員の巡回体制)

第 6 条 指導員は、その活動を行うに当たっては、市民等の正当な権利及び自由を害することのないよう十分に留意し、市民等の理解と協力が得られる活動となるよう十分に配慮しなければならない。

2 指導員は、巡回を行うときは、他の指導員と 2 人で行動しなければならない。

3 指導員は、巡回を行うときは、常に指導員証（様式第 2 号）を携帯し、求めがあったときは、これを提示しなければならない。

4 指導員は、条例第16条第 4 項の規定による危険区域及び事故多発区域を特に巡回し、その活動を行うものとする。

(指導員の指導方法等)

第7条 指導員は、指導を行うときは、当該自転車利用者を停止させ、道路の端等安全な場所へ誘導し、及び移動した上で行うものとする。

2 指導員は、指導を受けた自転車利用者の氏名、住所その他必要な事項を記録するものとする。

3 指導を行うときに交付する指導書は、様式第3号とする。

4 指導員の指導を受けた自転車利用者が、その指導に従わない場合その他指導員が必要があると認める場合には、指導員は、警察へ通報するものとする。

(修了証の返還等)

第8条 条例第14条第4項の規定による修了証の返還の請求は、修了証返還命令通知書(様式第4号)を当該自転車利用者に対して送付することにより行うものとする。

(呼気検査の方法)

第9条 条例第15条の規定による呼気の検査は、検査を受ける者にその呼気を風船に吹き込ませることによりこれを採取して行うものとする。

(自転車交通安全対策審議会)

第10条 自転車交通安全対策審議会(以下「審議会」という。)に会長、副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 審議会の庶務は、生活環境部生活環境課において処理する。

(審議会の会議)

第11条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の委員)

第12条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(危険区域及び事故多発区域)

第13条 審議会は、市長の危険区域の指定に係る諮問に対する答申を行うに当たっては、交通事故の発生状況、交通量等を勘案し、次に掲げる事項に該当する地域等を考慮するものとする。

(1) 近隣に学校、工場等があり、時間帯により自転車利用者が増加する地域

(2) 住宅が密集する地域

(3) 道幅が狭い道路が多い地域

(4) 商店街その他歩行者が多数存在する地域

(5) 当分の間道路環境等の改善の予定がなく、交通事故の発生が予測される地域

(6) 前各号に掲げるもののほか、自転車の安全利用に関して危険と判断される地点、交差点等が存在する地域

- 2 審議会は、市長の事故多発区域の指定に係る諮問に対する答申を行うに当たっては、過去、交通事故が発生した地点の存在する地域等を考慮するものとする。
- 3 前 2 項の区域の指定に係る諮問に対する答申を行うに当たり、審議会は、当該区域内又は当該区域に隣接する区域の住民から意見を聴くことができる。

(過料)

第14条 条例第20条の規定による過料を科すときは、過料を科す相手に対し、告知・弁明書（様式第5号）により、あらかじめ告知するとともに、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

- 2 前項の過料を科すときは、過料処分通知書（様式第6号）を交付するものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

(表面)

<b>岩丘市自転車安全利用講習会等修了証</b>	
(写真)	No. (バーコード)
	住所
	氏名
<p>上記の者は、岩丘市自転車の安全利用に関する条例の規定による自転車安全利用講習会等を修了した者であることを証明する。</p>	
年 月 日発行	
岩丘市長 <span style="float: right;">印</span>	

(裏面)

<p>この修了証の交付を受けた後も、自転車の安全利用に努めてください。</p> <p>この修了証の有効期間は、交付の日から 5 年間です。有効期間の経過した後は、再度自転車安全利用講習会等を受講することにより、修了証を取得することができます。</p> <p>なお、次に掲げる場合は、この修了証を返還していただくこととなりますのでご注意ください。</p> <p>(1) 酒気を帯びて自転車を利用し自転車安全利用指導員の指導を受けた場合</p> <p>(2) 上記以外の行為を行い自転車安全利用指導員の指導を受けた回数が 3 回に達した場合</p>			
岩丘市自転車の安全利用に関する条例第 14 条第 2 項の規定による自転車安全利用指導員の指導			

様式第 2 号 (第 6 条関係)

(表面)

<b>岩丘市自転車安全利用指導員証</b>	
(写真)	氏名
<p>上記の者は、岩丘市自転車の安全利用に関する条例の規定による自転車安全利用指導員であることを証明する。</p>	
年 月 日発行	
岩丘市長 <span style="float: right;">印</span>	

(裏面)

岩丘市自転車の安全利用に関する条例(抜粋)

第13条 自転車の安全利用を推進及び促進するため、自転車安全利用指導員(以下「指導員」という。)を設置する。

2 指導員は、規則で定める者の中から市長が委嘱する。

3 指導員は、次に掲げる事項を行う。

(1) 市内の巡回及び指導

第14条 前条第3項第1号の指導は、第9条第1項各号並びに同条第2項第1号及び第2号に規定する遵守事項を遵守しない自転車利用者に対して行うものとする。

様式第3号(第7条関係)

住所	第	号
氏名	年	月
		日
殿		
	岩丘市長	印
	指 導 書	
あなたが行った下記の行為は、岩丘市自転車の安全利用に関する条例第9条第項第 号の規定に違反するので、同条例第14条第1項の規定により指導します。		
記		
1	日	時
2	場	所
3	内	容



様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号  
年 月 日

殿

岩丘市長

印

修了証返還命令通知書

あなたは、岩丘市自転車の安全利用に関する条例の規定に基づく自転車安全利用指導員の指導を 回受けたにもかかわらず、同条例第 14 条第 2 項後段の規定による修了証の返還を行わないため、同条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり修了証を返還されますよう通知します。

記

1 修了証の番号

2 返還先 岩丘市役所生活環境部生活環境課

3 返還期限 年 月 日（ ）

4 返還を求める理由

岩丘市自転車の安全利用に関する条例の規定に基づき、自転車安全利用指導員の指導を 回受けたにもかかわらず、修了証を返還しないため。

5 その他

様式第 5 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

告 知 ・ 弁 明 書

氏 名				殿
住 所	都・道・府・県	区・市	番・番地	号
	町	丁目		
生 年 月 日	年	月	日	( 歳 )
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話			

岩 丘 市 長



あなたは次のとおり岩丘市自転車の安全利用に関する条例第 9 条第 1 項第 3 号の規定に違反した自転車利用者のうち、道路交通法施行令第 4 4 条の 3 で定める程度以上にアルコールを保有する状態にありました。

これは同条例第 2 0 条の規定により過料処分の対象となります。

違 反 の 日 時 場 所	年 月 日 午前・午後 時 分頃
	岩 丘 市 町 丁目 番・番地 号
弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり弁明します。 上記事実は、 <input type="checkbox"/> 覚えがない。 <input type="checkbox"/> 誤りがある。 <input type="checkbox"/> 誤りがない。
	署 名

(参考)

岩丘市自転車の安全利用に関する条例（抜粋）

（自転車利用者の遵守事項）

第 9 条 自転車利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、道路交通法その他の法令によりこれらに対する例外が認められている場合は、この限りでない。

（3）酒気を帯びて運転しないこと。

（過料）

第 2 0 条 第 9 条第 1 項第 3 号の規定に違反した自転車利用者のうち、道路交通法施行令（昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号）第 4 4 条の 3 で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったもので道路交通法第 1 1 7 条の 2 第 1 号の規定に該当しないものは、3 万円以下の過料に処する。

(主管課) 岩丘市生活環境部生活環境課

様式第 6 号（第 14 条関係）

年 月 日

## 過 料 処 分 通 知 書

氏 名	殿
住 所	都・道・府・県 区・市 町 丁目 番・番地 号
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話

岩丘市長



あなたは次のとおり岩丘市自転車の安全利用に関する条例第 9 条第 1 項第 3 号の規定に違反した自転車利用者のうち、道路交通法施行令第 44 条の 3 で定める程度以上にアルコールを保有する状態にありました。

よって、岩丘市自転車の安全利用に関する条例第 20 条の規定により金 円の過料に処します。

違 反 の	年 月 日 午前・午後 時 分頃
日 時 場 所	岩丘市 町 丁目 番・番地 号

別途納入通知書又は現金により、お支払いください。

(教示)

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に岩丘市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この命令の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に岩丘市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(主管課) 岩丘市生活環境部生活環境課

## 岩丘市自転車の安全利用に関する条例逐条解説

## (目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用について、市、自転車利用者、市民、自転車小売業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項等を定めることにより、自転車の安全利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって自転車に関する事故の防止、市民の安全の確保及び自転車を安全かつ快適に利用できる環境の形成に寄与することを目的とする。

## 【解説】

自転車は、市民にとって最も身近で広く普及している交通手段であるが、交通ルールの無視や運転マナー、安全意識の欠如により、歩行者に対する危険運転、迷惑運転が後を絶たず、交通事故に占める自転車が係る事故の割合は上昇傾向にある。また、本市における自転車の利用を取り巻く道路環境は十分安全かつ快適とは言えない状況にあり、自転車の安全利用にとって障害となっている。

このような問題に対処するため、市、自転車利用者等各主体の責務を明らかにし、施策の基本的事項等を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、自転車が係る交通事故の防止、市民の安全の確保及び自転車を安全かつ快適に利用できる環境の形成に寄与することを目的として本条例を制定するものである。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車の安全利用 自転車の安全運転、事故の防止に関する知識の習得、定期的な点検整備、自転車損害保険等への加入その他の自転車を安全に利用することをいう。
- (3) 市民 岩丘市に居住し、通勤し又は通学している者をいう。
- (4) 自転車利用者 市内において自転車を道路（道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。）で乗車し、利用する者をいう。
- (5) 関係団体 自転車の安全利用に関する活動等交通安全に関する活動を行う交通安全協会、高齢者団体、自治会その他の団体をいう。
- (6) 自転車小売業者 市内に店舗を有し、自転車の小売及び修理を業とする者をいう。
- (7) 自転車損害保険等 自転車が関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。
- (8) 学校長 市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校をいう。）の長をいう。

## 【解説】

- (1) 「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）「以下この解説において「法」という。」に規定する自転車と同一の意義で使用し、具体的には、ペダル等を用い、人の力により運転する二輪以上の車をいう。
- (2) 「自転車の安全利用」とは、法その他の交通安全関係法令、交通ルール及び運転マナーに関する知識を習得すること、それらを遵守し自転車を安全に運転すること、制動装置、反射器材、灯火、警音器その他自転車の安全な利用に不可欠な装置の故障や整備不良を防止するため自転車の定期的な点検整備を行うこと、自転車が係る交通事故により

- 生じた損害を賠償するための保険又は共済に加入すること等を総称する。
- (3) 「市民」とは、市内に住所を有する者だけでなく、通勤又は通学により市の区域内に滞在する者を含む。
- (4) 「自転車利用者」とは、市内において自転車を道路で乗車し、利用する者をいう。ここでいう「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路や道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する自動車道のほか、一般交通の用に供するその他の場所を含む。
- (5) 「関係団体」とは、交通安全に関する活動を行う交通安全協会、高齢者団体、自治会その他地域的な共同活動を行う団体をいう。
- (6) 「自転車小売業者」とは、市内に店舗を有し、自転車の小売及び修理を業とする者をいう。
- (7) 「自転車損害保険等」とは、自転車に関する交通事故により損害賠償責任が発生した場合に備えた保険又は共済をいう。
- (8) 「学校長」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校の長をいう。

（市の責務）

- 第3条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を講じなければならない。
- (1) 自転車の安全利用の推進及び促進に関すること。
  - (2) 市の区域内における交通事故多発地点の道路の改善、道幅が狭い道路の拡幅等道路環境の整備を行うこと。
  - (3) 自転車の安全利用に関する施策について、自転車小売業者、市民、学校長、関係団体及び警察と連携し、協力すること。

【解説】

第1号は、市が、本条例の目的である自転車事故の防止を図るため、自転車の安全利用の推進及び促進に関して、広報活動をはじめとする啓発活動等を行うことを市の責務として定めるものである。

第2号は、市が、自転車を安全に利用できる環境の整備を行うため、事故多発エリア、道幅が狭い道路等、道路環境の改善を図る必要がある場所について整備を行っていくことを定めるものである。

第3号は、市が、前2号の施策を行うに当たって、市民や関係団体等との連携・協力を図ることを定めるものである。

（自転車利用者の責務）

- 第4条 自転車利用者は、道路交通法その他の交通安全に関する法令を遵守しなければならない。
- 2 自転車利用者は、市、警察、関係団体等が行う自転車の安全利用に関する事業に積極的に参加するよう努め、自転車の安全利用に関する知識を習得し、定期的な点検整備を行い、及び自転車損害保険等への加入に努めなければならない。
  - 3 自転車利用者は、市又は警察が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

第 1 項は、自転車利用者が、歩行者の通行や他の車両の交通に危険を及ぼしたりしないよう、自転車利用者に対して、改めて法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、茨城県道路交通法施行細則（昭和53年公安委員会規則第11号）等の遵守を徹底するよう定めたものである。

第 2 項は、自転車利用者が、自転車の安全利用に関する知識を習得すること、定期的に自転車の点検整備を行い不具合がないかを確認すること及び事故に備えて事前に自転車損害保険等へ加入することに関して努力義務を定めるものである。

第 3 項は、自転車利用者が、市や警察が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう定めるものである。

**（市民の責務）**

第 5 条 市民は、道路交通法その他の交通安全に関する法令を遵守し、及び次に掲げる事項の励行に努めなければならない。

- (1) 自転車の安全利用について理解を深めること。
- (2) 家庭、地域、職場その他の社会生活のあらゆる分野において、自転車の安全利用の推進及び促進に寄与する取組を自主的かつ積極的に行うこと。
- (3) 市又は警察が行う自転車の安全利用に関する施策に協力すること。

**【解説】**

第 1 号は、市民が、法その他の関係法令について改めて確認し、自転車の安全利用に関するルールや運転マナーについて理解を深める必要があるため、規定するものである。

第 2 号は、本条例の目的をより効果的に実現するため、日頃から市民が自ら家庭、地域、職場等において自転車の安全利用を推進・促進する取組を行うように努めることを定めるものである。

第 3 号は、市民が、市や警察が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう定めるものである。

**（自転車小売業者の責務）**

第 6 条 自転車小売業者は、自転車の販売又は修理に当たっては、自転車の利用者又は所有者に対し、自転車の安全利用の方法及び自転車の定期的な点検整備について、その啓発に努めなければならない。

- 2 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対して、自転車の防犯登録を勧奨し、自転車損害保険等に関する情報を説明するとともに、その事業活動を通じて自転車損害保険等への加入の勧奨に努めなければならない。
- 3 自転車小売業者は、市又は警察が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

**【解説】**

第 1 項は、自転車小売業者は、自転車の販売等を行う際に、自転車の安全利用の方法や定期的な点検整備を行うことについて、購入等をした者に対して啓発に努めるよう定めるものである。

第 2 項は、自転車に係る交通事故においては高額な損害賠償が請求されるケースがあるため、自転車小売業者が自転車利用者に対し、自転車損害保険等の内容を説明した上で、加入の勧奨に努めなければならないこととした。

第 3 項は、自転車小売業者が、市や警察が行う自転車の安全利用に関する施策に協力す

るよう定めるものである。

(学校長の責務)

- 第 7 条 学校長は、その児童及び生徒に対し、その発達の段階に応じた自転車の安全利用に関する自転車交通安全教育を実施するよう努めなければならない。
- 2 学校長は、その児童及び生徒に対し、自転車利用の際の自転車乗車用ヘルメットの着用を指導するよう努めなければならない。
- 3 学校長は、自転車の通学を認めるときは、自転車通学者に対し、自転車の安全利用に関する指導を行わなければならない。
- 4 学校長は、市又は警察が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

第 1 項は、自転車の安全利用に関する教育をより効果的なものにするために、心身の発達段階に応じた計画的かつ継続的な取組を行う必要があることから、学校長は、児童や生徒に対して、その発達段階に応じて自転車の交通安全に関する教育を実施するよう努めることとした。

第 2 項は、乗車用ヘルメットの着用により自転車事故における頭部への衝撃を軽減し、死亡事故等の重大事故を防止する必要があるという観点から、学校長は、児童や生徒に対して、自転車乗車の際におけるヘルメットの着用を指導するよう努めるものとした。

第 3 項は、学校長が、自転車通学を認めた者に対して、自転車の安全利用に関する指導を行うことを定めるものである。

第 4 項は、学校長が、市や警察が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう定めるものである。

(関係団体の責務)

- 第 8 条 関係団体は、自転車利用者に自転車の安全利用に関する知識を習得させるため、その啓発に自主的かつ積極的に努めなければならない。
- 2 関係団体は、市民に対し、自転車の安全利用に関する理解と協力が得られるよう、自転車の安全利用の推進及び促進に寄与する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
- 3 関係団体は、市又は警察が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

第 1 項では、交通安全協会や自治会等の関係団体は、自転車利用者が自転車の安全利用に関する知識を習得するために、積極的に講習会の実施等啓発活動を行うよう努めるものとした。

第 2 項では、関係団体は、市民が自転車の安全利用に関する理解を深め、自転車の安全利用に関してその協力が得られるよう、積極的に講習会の実施等啓発活動を行うよう努めるものとした。

第 3 項は、関係団体が、市や警察が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう定めるものである。

## (自転車利用者の遵守事項)

- 第 9 条 自転車利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、道路交通法その他の法令によりこれらに対する例外が認められている場合は、この限りでない。
- (1) 歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行すること。
  - (2) 道路の左側端に寄って通行すること。
  - (3) 酒気を帯びて運転しないこと。
  - (4) 他の者を乗車させて運転しないこと。
  - (5) 他の自転車と並進しないこと。
  - (6) 夜間等においては、前照灯等を点灯させ、歩行者、他の車両から認識しやすいようにすること。
  - (7) 歩道及び路側帯を通行する歩行者等に対し、自己の進路を確保する目的で警音器を使用しないこと。
  - (8) 交差点内を通行しようとするときは、必要に応じ一時停止又は徐行をするなど歩行者及び他の車両に注意して運転すること。
  - (9) 信号機のある交差点を通行するときは、その信号を遵守するとともに、安全の確認を行うこと。
  - (10) 信号機のない交差点を通行するときは、一時停止の道路標識等を遵守し、又は徐行するとともに、安全の確認を行うこと。
  - (11) 物を持つこと等による片手での運転をしないこと。
  - (12) 傘を差すなど、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転しないこと。
  - (13) 携帯電話その他の携帯機器を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は注視しながら運転しないこと。
  - (14) イヤホン又はヘッドホンの使用による安全な運転に必要な音声が十分に聞こえないような状態で運転しないこと。
  - (15) 前各号に掲げるもののほか、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしないこと。
- 2 前項に掲げるもののほか、自転車利用者は、歩行者の安全を確保するため、次に掲げる事項を特に遵守しなければならない。
- (1) 歩行者の通行の頻繁な歩道及び路側帯を通行するときは、自転車を押して歩くこと。
  - (2) 歩道を通行するときは、当該歩道の中央から車道寄りの部分を徐行するとともに、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止をすること。
  - (3) 商店街の区域内を通行するときは、必要に応じて自転車を押して歩くよう努めること。
- 3 幼児又は児童を保護する責任のある者は、当該幼児又は児童を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

## 【趣旨】

本条は、自転車による交通事故の防止を図るため、自転車利用者の遵守事項を定めるものである。第 1 項から第 3 項までの構成となり、第 1 項においては自転車利用者の交通事情を取り巻く全ての利害関係者を考慮した遵守事項を、第 2 項においては特に自転車が加害者となり得る歩行者に対する遵守事項を、第 3 項においては自転車利用者自身の危険防止に関する遵守事項を定めるものである。

## 【解説】

- 1 第 1 項第 1 号は、法（以下「法」という。）第 17 条の 2 第 1 項において自転車は路側帯を通行できると規定されているが、歩行者の通行状況によっては、法第 17 条第 1 項の規定



により車道を通行しなければならないため、改めて啓発するために定めるものである。

第 2 号は、法第 18 条第 1 項に規定されており、やむを得ない事情がない限り、自転車は道路左側端を走行しなければならないことを啓発するために定めるものである。

第 3 号は、法第 65 条第 1 項に規定されており、自動車の酒気帯び運転等の禁止は世間に浸透しているが、自転車の酒気帯び運転等の禁止については十分に周知が図られていないため定めるものである。

第 4 号は、茨城県道路交通法施行細則（以下「施行細則」という。）第 11 条第 1 号に規定されており、運転者以外の者を乗車させない（主に 2 人乗りをしない）ことを啓発するために定めるものである。

第 5 号は、法第 19 条に規定されており、原則として他の自転車と並進してならないことを定めるものである。ただし、この事項については、法第 63 条の 5 の規定により、道路標識等により並進することができるとされている道路においては、他の自転車と並進することができることとされているが、3 台以上並進することはできない。

第 6 号は、法第 52 条第 1 項に規定されており、本条例においては特に自転車利用者が歩行者や他の車両から認識しやすいようにするよう定めるものである。

第 7 号は、法第 54 条第 2 項に規定されており、自転車利用者が前方の歩行者等を排除するために警音器を使用することのないよう定めるものである。

第 8 号は、法第 43 条及び第 71 条に規定されており、自転車利用者が自転車の加害性を認識し、一時停止又は徐行して運転するよう定めるものである。

第 9 号は、法第 7 条に規定されており、比較的基本的な事項ではあるが、現状として交差点での交通事故が多く発生していることから、再度啓発するために定めるものである。

第 10 号は、法第 42 条第 1 号及び第 43 条に規定されており、第 9 号と同様に交差点での交通事故抑制のために定めるものである。

第 11 号は、直接規制している法令はないが、法第 70 条の安全運転の義務をより具現化したものであり、物を持つこと等によりハンドル及びブレーキその他の装置を確実に操作できるような運転をするよう定めるものである。

第 12 号は、施行細則第 13 条第 2 号において、交通が頻繁な道路において傘をさして運転しないことを規制しているが、交通安全の向上を図るために交通事情に関係なく傘をさすなどの運転をしないよう定めるものである。

第 13 号は、法第 71 条第 5 号の 5 において、自動車又は原動機付自転車において携帯電話等の使用を規制しているが、自転車においては除外されている。しかし、自転車の歩行者等に対する加害性に着目したときに、携帯電話等を使用する行為は非常に危険な行為であるため規制するものである。

第 14 号は、法第 70 条の安全運転の義務をより具現化したものであり、イヤホン等により周囲の音声が妨げられる行為は非常に危険な行為であるため規制するものである。

第 15 号は、自転車利用者が第 1 号から第 14 号までに掲げる事項以外においても、他人に危害を及ぼす等の運転をしないよう交通安全の義務を全うするよう定めるものである。

2 第 2 項は、自転車利用者の加害性に着目し、歩行者の安全確保のために特に遵守すべき事項として定めるものである。

第 1 号は、歩行者の安全確保するために、歩行者の通行が頻繁な場合においては自転車

を押して歩くよう定めるものである。法第63条の4第1項第2号及び第3号の規定により自転車の歩道通行が認められる場合があるが、本市において歩道や商店街において自転車と歩行者の接触事故が多発していることから、自転車利用者が徐行してもなお危険と判断されるときには、自転車を押して歩くよう定めるものである。

第2号は、法第64条の4第2項に規定されており、歩道に歩行者がいるときは徐行しなければならない、又は歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければならないことを再度啓発するために定めるものである。

第3号は、第1号で解説したように商店街において接触事故が多発していることから定めるものである。また今後、危険区域として指定した上で、看板の設置及び指導員による指導も併せて実施することを想定している。

- 3 第3項は、法第63条の10に規定されており、交通事故による死亡率を鑑み、児童及び幼児を自転車に乗車させるときは、保護者がヘルメットをかぶせるように努めることを定めるものである。

(自転車の安全利用に関する啓発等)

- 第10条 市長は、市内の学校、警察その他関係機関、関係団体及び事業者等と連携し、自転車の安全利用について市民等の理解が深まるよう広報及び啓発を行うものとする。
- 2 市長は、自転車利用者の自転車損害保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、第1項の啓発を行うに当たっては、小学校就学前の児童を保護する者に対する自転車交通安全教育を実施するよう努めるとともに、高齢者に対しては、関係団体と連携して実施するよう努めるものとする。
- 4 市長は、関係団体が行う自転車交通安全教育及び啓発活動に対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を実施するものとする。

#### 【趣旨】

本条は、本条例の目的を達成するため、市が関係機関等と連携、協働し、積極的に広報・啓発及び教育を実施することを定めるものである。

#### 【解説】

第1項は、市長は、交通安全意識の向上や交通ルールの周知等自転車の安全利用に関する事項についての周知を図るため、警察その他の関係機関、関係団体、事業者と連携、協働し、自転車の安全な利用に関する広報・啓発を積極的に行うことを定めるものである。

第2項は、自転車については、万が一死亡事故など重大な事故を起こしたにもかかわらず自転車損害保険等に加入していない場合には高額な損害賠償責任を負う可能性があるため、市長は、自転車の安全利用に関する講習会等広報・啓発・教育活動の際に、自転車利用者としての責任、事故後の賠償責任、自転車損害保険等への加入の重要性についての指導等、加入促進に向けた取組を実施することを規定するものである。

第3項は、年齢段階に応じた自転車の安全な利用に関する講習会等の教育の機会の確保に努めることを定めるものである。特に交通安全教育の機会の少ない就学前の児童及びその保護者並びに高齢者に対しその機会の確保に努めるものである。

第4項は、関係団体等が実施する自転車交通安全教育及び啓発活動がより効果的かつ積極的に行われるよう、市長は、交通ルールのほか事故多発地域、事故要因その他の自転車事故状況を調査研究した結果等について、情報提供や助言その他必要な支援を実施するこ

とを規定するものである。

(市が実施する自転車安全利用講習会)

第11条 市長は、自転車の安全利用に関する知識を習得させ、自転車の安全利用の意識の向上を図ることにより自転車に関する事故を未然に防止するため、規則で定める自転車の安全利用に関する講習会（以下「自転車安全利用講習会」という。）を実施するものとする。

2 市長は、自転車安全利用講習会を実施するに当たり、警察、関係団体等に対してその協力を求めることができる。

**【解説】**

自動車のような免許制度の無い自転車については、その安全な利用を担保するための法律や運転マナーを学ぶ機会が少ないため、自転車の安全利用の促進を図るためには、自転車利用者ひとり一人が交通法規を理解し、交通ルールと運転マナーを身につけることが必要である。

本条は、市長は、自転車利用者ひとり一人が知識（交通ルールや運転マナー）の習得や意識の向上を図り、自転車の安全利用に関する理解を深めるため、積極的に自転車の安全利用に関する講習会を実施することを定めたものである。

(修了証)

第12条 市長は、自転車安全利用講習会を修了した者に対し、修了証を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により修了証の交付を受けた者に対し、自転車の安全利用に関する物品の供与その他の優遇措置を講ずることができる。

3 修了証の有効期間は、当該修了証の交付を受けた日から起算して5年とする。

4 修了証の様式は、規則で定める。

**【趣旨】**

本条は、第11条の規定による講習会を受講した者に対し修了証を交付し、自転車の安全利用に関する物品の供与その他の優遇措置を講ずることができる旨を定めるものである。

**【解説】**

自転車安全利用講習会を修了した者に対しては修了証を交付し、また、講習会の参加率を高めるため、修了証所持者に対し、自転車の安全利用に関する物品の供与など（市営駐輪場の利用料金の割引、幼児又は児童用ヘルメット購入に対する補助など）の優遇措置を講ずることができる旨を規定するものである。なお、交通安全意識を継続させ、かつ、特に多発する事故要因、危険区域等の周知等定期的な啓発の機会を確保するため、修了証の有効期間は5年とするものである。

(自転車安全利用指導員)

第13条 自転車の安全利用を推進及び促進するため、自転車安全利用指導員（以下「指導員」という。）を設置する。

2 指導員は、規則で定める者の中から市長が委嘱する。

3 指導員は、次に掲げる事項を行う。

(1) 市内の巡回及び指導

(2) 関係団体との連携による自転車の安全利用に関する広報及び啓発

(3) 前2号に掲げるもののほか自転車の安全利用の推進及び促進に関し必要な事項

4 指導員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【趣旨】

本条は、自転車利用者に対する指導、安全利用に関する広報啓発その他自転車の安全利用の推進及び促進に関し必要な活動を実施する自転車安全利用指導員の設置に関する事項を定めるものである。

【解説】

自転車安全利用指導員（以下「指導員」という。）は、警察OBなど自転車の交通安全に造詣の深い者の中から市長が委嘱し、第3項に掲げる業務を行う。

主たる業務は、①市内を巡回し、第9条に規定する遵守事項を遵守しない自転車利用者に対する指導、②関係団体と連携し、自転車安全利用講習会や自転車安全利用月間などに広報・啓発などを行うものである。

なお、第3項第1号の巡回・指導をする場合において、夜間や取締強化月間など必要と認められる場合には、市長は、所轄の警察署の長に対し警察官の同行などの協力を要請し、また、自転車利用者が指導員の指導に応じず、特に歩行者など他人に危害を及ぼし迷惑をかけるような恐れがあるとき又は自転車事故を未然に防止するため必要があると認めるときは、当該自転車利用者に対する検挙措置等を行うよう所轄の警察署の長に要請することを想定している。

警察官が同行しない場合における悪質な法令違反の自転車利用者への対応は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項において、公務員は職務上犯罪があると思料するときは告発をする義務がある旨が規定されており、指導員の判断により行うことができる。指導員が通報を行う旨は、本条例施行規則において規定するものである。

第4項は、指導員の守秘義務について定めたものである。

（指導員の指導等）

第14条 前条第3項第1号の指導は、第9条第1項各号並びに同条第2項第1号及び第2号に規定する遵守事項を遵守しない自転車利用者に対して行うものとする。

2 指導員から次の各号に掲げる規定の違反に係る指導を受けた自転車利用者は、当該指導を受けた回数が当該各号に定める回数に達するごとに、自転車安全利用講習会を受講しなければならない。この場合において、当該自転車利用者が第12条第1項の規定による修了証の交付を受けたものであったときは、当該自転車利用者は、当該指導を受けた回数が当該各号に定める回数に達したときに、その者に係る修了証を返還しなければならない。

(1) 第9条第1項第3号 1回

(2) 第9条第1項各号（第3号を除く。）並びに同条第2項第1号及び第2号 3回

3 前項の規定により自転車安全利用講習会を受講した場合、当該自転車利用者に係る指導員が指導を行った回数は、0回となるものとする。

4 第2項後段の規定にかかわらず当該自転車利用者が当該修了証を返還しなかったときは、市長は、当該自転車利用者に対し当該修了証の返還を命じるものとする。

5 市長は、第2項前段の規定による自転車安全利用講習会その他の規則で定める講習等を受講しなければならない自転車利用者が属する勤務先等に対し、自転車の安全利用に関する教育、啓発等を積極的に行うよう指導することができる。

【趣旨】

本条は、第13条第3項第1号の規定による指導員の指導対象、指導を受けた場合の修了証の扱い等を定めるものである。

**【解説】**

第1項において、指導員がその職務である指導を行う対象者を規定する。対象者は、第9条中の努力義務の規定を除く規定に違反した自転車利用者である。指導を行う際に交付する指導証その他必要な事項は、本条例施行規則で定める。

第2項は、自転車利用者が、指導員から第9条第1項第3号に規定する酒気帯び運転に対する指導を1回または第9条第1項各号（第3号を除く。）並びに同条第2項第1号及び第2号に定める遵守事項の違反に対する指導を3回受けるときに、自転車安全利用講習会等を受講しなければならない旨を定めたものである。また、講習会を受けることになった自転車利用者が修了証の交付を受けている者であった場合には、自身の修了証を返還しなければならないという規定を置いた。

第3項は、自転車安全利用講習会を受講した場合は、当該自転車利用者にかかる指導員から指導を受けた回数は、0回に戻す旨を定めたものである。

第4項は、第2項後段の規定により修了証を返還しなければならない自転車利用者が修了証を返還しない場合に、当該自転車利用者に対し修了証の返還を命じるものである。

第5項は、市長は、第2項前段の規定により講習会に参加するよう義務付けられた者が属する勤務先等に対し、自転車安全利用に関する教育、啓発等を積極的に行うよう指導することができる旨を規定している。この際に当該自転車利用者又は過料を科された者の氏名を公表することは要しない。

**（呼気検査）**

第15条 指導員は、自転車利用者又は道路で自転車に乗車しようとしている者が第9条第1項第3号の規定に違反して自転車を運転するおそれが認められるときは、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、規則で定めるところによりその者の呼気の検査をすることができる。

**【趣旨】**

本条は、指導員の巡回時において、酒気を帯びていると思われる自転車利用者に対し、アルコールの保有の有無を検査する呼気検査を行うことができる旨を定めたものである。

**【解説】**

本条の規定により呼気検査の対象となる者は、第9条第1項第3号の規定に反し明らかに酒気を帯びていると思われる自転車利用者又は道路において自転車に乗車しようとしているものであり、本条は、酒気を帯びていると思われる自転車利用者等に対し呼気検査を行うことができるとしたものである。

**（自転車交通安全対策審議会）**

第16条 市における自転車の安全利用に関する施策、計画等の検討、第4項の規定による区域に係る地域等を審議するため、自転車交通安全対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の委員は次のとおりとし、市長が委嘱する。

- (1) 副市長
- (2) 生活環境部長

- (3) 警察の代表者  
 (4) 指導員の代表者  
 (5) 市民の代表者  
 (6) 関係団体の代表者  
 (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの
- 3 審議会は、市長の自転車の安全利用に関する施策等に係る諮問に対して答申し、施策等に助言し、又は必要と認めるときは市長に対し勧告することができる。
- 4 市長は、審議会に諮問し、当該諮問に対する答申を受けた上で、特に注意を必要とする市内の自転車が係る交通事故が多発する地域及び住宅が密集する地域、道幅が狭い道路が存する地域等を、危険区域及び事故多発区域として指定することができる。
- 5 審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 【趣旨】

本条は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、本市における自転車安全利用に関する施策、計画等を審議し、及び市の一定の区域を危険区域及び事故多発区域として指定を審議する自転車交通安全対策審議会の設置について定めたものである。

#### 【解説】

第1項の「自転車の安全利用に関する施策、計画等」とは、市における自転車に関する交通安全計画のほか、道路拡幅等の計画、自転車交通安全教室の実施、項目等自転車安全利用に関する事項を含む。

第2項に規定する審議会の委員は、地方自治法第203条の2第1項の規定による非常勤の特別職の職員となる。自転車安全利用に関して様々な意見を取り入れるために、行政だけでなく市内を巡回する指導員、市民からも委員を選出するものである。

審議会は、自転車安全利用に関する施策等に係る市長の諮問に対して答申し、助言し、必要と認めるときは勧告することができる。答申等に対して市長は拘束されるわけではないが、最大限尊重しなければならない。

第4項は、市長は、審議会の意見を聴いた上で、道路が狭く、住宅が密集して見通しが悪いなどの理由により自転車に関する交通事故が発生することが高いと予測される地域等を、危険区域及び事故多発区域として指定することができる旨を規定するものである。区域の指定により、市民に対しての啓発、道路拡幅計画における優先順位への反映等を図るものである。

本条に定めるもののほか、審議会の運営規定、委員の任期等は、本条例施行規則に委任する。

#### （財政上の措置）

第17条 市は、自転車の安全利用及び自転車利用環境の向上に関する施策を推進しこの条例の目的を達成するために、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、本条例の目的を達成するために、市が必要な財政措置を講ずることを定めたものである。

#### 【解説】

「自転車の安全利用」に関しては、関係団体等が行う広報、啓発活動等、「自転車利用

環境」に関しては、道路拡幅、駐輪場の設置等があげられる。自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）及び交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）においても国の財政支援、助成の規定があるが、この条例の目的を達成し本市独自の施策を行うためにも、市が必要な財政上の措置を行うことを明記し、宣言したものである。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、本条例の施行について必要な事項を本条例施行規則に委任することを規定したものである。施行規則で定める事項としては、修了証の様式、指導員の巡回、指導等の方法、指導員証の様式、自転車交通安全対策審議会の運営に関する事項、第20条の規定による過料処分の様式等である。

(罰則)

第19条 第13条第4項の規定に反し、指導員又は指導員であった者が、職務上知り得た個人情報や自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、第13条第4項の守秘義務違反をした指導員に対して罰則の規定を置くものである。

【解説】

現在指導員の職にある者及び過去に指導員の職にあった者の守秘義務違反について、罰則を定めたものである。第13条第4項において指導員の守秘義務について規定したが、それに違反して不正に個人情報を漏洩し、又は盗用等した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。

(過料)

第20条 第9条第1項第3号の規定に反し酒気を帯びて自転車を利用した者のうち、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第44条の3で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったもので道路交通法第117条の2第1号の規定に該当しないものは3万円以下の過料に処する。

【趣旨】

本条は、第9条第1項第3号の酒気帯び運転の違反者に対して過料の規定を置くものである。

【解説】

本条は、法第65条第1項違反の基準となる法施行令第44条の3で定める血中のアルコール濃度のある者で、「酒に酔った状態」とならないものに対して地方自治法第14条第3項の規定による過料を科すことを定め、もって酒気帯びでの自転車の利用を抑制し事故防止に寄与することを図るものである。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第20条の規定は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、第20条の規定の施行後 3 年を経過した場合において、自転車の安全利用に関する市民の意識の変化、自転車に関係する交通事故の発生状況等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(岩丘市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 岩丘市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表環境審議会委員の項に次のように加える。

自転車安全利用指導員	日額	5,000	副市長
自転車交通安全対策審議会委員	日額	5,000	副市長

(岩丘市自転車駐車場設置及び管理条例の一部改正)

- 4 岩丘市自転車駐車場設置及び管理条例（平成17年条例第83号）の一部を次のように改正する。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、岩丘市自転車の安全利用に関する条例（平成24年条例第〇〇号）第12条第1項の規定により修了証を交付された者に係る使用料は、別表に定める使用料の額の2分の1の額とする。

第10条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定による額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 【解説】

本条例の施行は、新年度からとなっているが、第20条は自転車利用者の罰則の規定であるため、市民等への周知を図るためにも、当該規定に関しては1年施行時期を遅らせるものである。

附則第2項は、第20条の罰則規定を施行してから3年後に、本条例の見直しを含む検討を要することを規定している。本条例の施行により自転車安全利用に関し市民等の意識の変化、自転車に関係する交通事故数の変移、また過料処分の件数等を勘案し、必要な場合は罰則の強化等を図るものである。

また、第13条第1項の規定により設置される指導員及び第16条第1項の規定に基づき設置される自転車交通安全対策審議会の委員は、地方自治法第203条の2第1項の規定による非常勤の特別職の公務員となり、報酬の支払いが必要となる。そのため、附則第3項において、非常勤特別職への報酬の支給等を定めた岩丘市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第49号）の一部を改正するものである。

附則第4項は、第12条第2項の規定を反映し、同条第1項の規定による修了証を交付された者が岩丘市の駐輪場を利用した際にその料金を割り引く措置を講じるため、駐輪場の使用料金を定めた岩丘市自転車駐車場設置及び管理条例（平成17年条例第83号）の一部を、その旨を追加するため改正するものである。



○法的課題の検討

1 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律との関係

○自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）

（目的）

第1条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もつて自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

（国及地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、第1条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

（交通安全活動の推進）

第11条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

（自転車等の利用者の責務）

第12条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

（自転車製造業者等の責務）

第14条 略

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」は、自転車の交通に係る事故の防止、交通の円滑化や駅前広場等の良好な環境の確保等を目的とし、国又は地方公共団体が行うべき総合的な施策を主に定めている。本条例の目的と重複している部分もあるが、地方公共団体において自転車事故の防止や自転車の安全利用に関する施策を個別に定めることを妨げる趣旨ではなく、むしろ同法の求めるところであると考える。

2 地方自治法，地方公務員法との関係（自転車安全利用指導員及び自転車交通安全対策審議会に関して）

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（委員会・委員の設置）

第138条の4 略

2 略

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（職務・組織・設置）

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

<p>○地方公務員法（昭和25年法律第261号） （一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）</p> <p>第3条 1・2 略</p> <p>3 特別職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)～(1)の3 略</p> <p>(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの</p> <p>(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（この法律の適用を受ける地方公務員）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。 （秘密を守る義務）</p> <p>第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。</p>
---

(1) 自転車安全利用指導員

自転車安全利用指導員の職務は、自転車の安全利用に関する広報啓発活動、自転車利用者に対する指導等を行うため、特別職の地方公務員として市長が委嘱することとした。職務執行上自転車利用者の個人情報等を知り得る立場にいる自転車安全利用指導員には、地方公務員法の適用がなく、同法による守秘義務が課せられないため、本条例中に守秘義務規定が必要と考える。

(2) 自転車交通安全対策審議会

本条例に規定する自転車交通安全対策審議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定により市に設置することができる附属機関であり、その委員は、自転車安全利用指導員と同様に特別職の非常勤職員である。この両者の報酬等を規定するため、本条例の附則に岩丘市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正規定を置くこととした。

3 個人情報保護条例との関係

<p>○岩丘市個人情報保護条例（平成17年条例第17号） （収集の制限）</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第9条 実施機関は、第7条第1項第2号に規定する目的の範囲を超えて個人情報を当該実施機関の内部若しくは実施機関相互において利用（次項において「目的外利用」という。）し、又は個人情報を実施機関以外のものに提供（次項において「外部提供」という。）してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 実施機関の内部又は実施機関相互においてその所掌事務の遂行に必要な限度で利用する場合であって、当該個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。</p>
---

自転車の安全利用に関する施策を実行するには、自転車安全利用指導員が自転車利用者に対し指導等を行った際に当該自転車利用者から収集した住所、氏名等の個人情報を住民基本台帳等の公簿と照合し、その正確性を確認することが必要である。

個人情報保護条例第 9 条第 1 項では、原則として実施機関内での個人情報の目的外利用は認めていないが、上記のような理由により同条第 2 項第 5 号の規定を適用し、例外として実施機関内での個人情報の相互利用が認められると考える。

#### 4 行政手続条例との関係

<p>○岩丘市行政手続条例（平成17年条例第14号）</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又は権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分（不利益処分をしようとする場合の手続）</p> <p>第 1 3 条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。</p> <p>イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。</p> <p>(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与</p>
--

自転車安全利用講習会の受講を義務付けられた自転車利用者が当該講習会を受講しなかった際に市長が発する修了証の返還命令は、修了証を所持することにより与えられた自転車の安全利用に関する物品の供与その他の優遇措置を受ける権利をはく奪することになるので、行政手続条例上の不利益処分であると考え。よって、行政手続条例に則った弁明の機会の付与の手続を要する。

しかし、実際に返還命令を受ける者は、相当数に上ると予想され、その都度弁明の機会を付与するのは、実務上困難である。そこで、修了証を交付する際、受領証等の書面に市長が修了証の返還を命じることがあり得ることを明記し、これに対する同意欄を設ける。同意した者に対する返還命令は、岩丘市行政手続条例第 2 号第 5 号ウの規定による名あて人となるべき者の同意の下に行われた処分であるから、不利益処分には該当しないものと解釈し、不利益処分時の手続を省略できるのではないかと考える。

#### 5 道路交通法との関係

<p>○道路交通法（昭和35年法律第105号）</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。</p>
---

<p>(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)</p> <p>第63条の10 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。</p> <p>(安全運転の義務)</p> <p>第70条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。</p> <p>《第70条において課せられている義務》</p> <p>○安全操作義務  自転車運転の際は、ハンドル、ブレーキ等を確実に操作しなければならない。  なお、道路状況や交通状況に応じた程度で操作ができればよく、それ以上の確実性までは求められていないため、例えば片手運転が必ず安全運転義務違反になるということにはならない。</p> <p>○安全確認義務  自転車運転の際は、道路状況、交通状況に応じ、他人に危害（けがを負わせたり死に至らしめたりする恐れのある状況）を及ぼさないような速度、方法で運転しなければならない。</p> <p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第71条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)～(5)の5 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項</p> <p>○茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号）  (運転者の遵守事項)</p> <p>第13条 法71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 警音器の機能の不十分な自転車を運転しないこと。</p> <p>(2) 交通ひんばんな道路において、傘をさして自転車を運転しないこと。</p>
--

道路交通法は、全ての者が安全に道路を通行するため遵守すべき道路交通の基本的なルール、運転者教育の内容等を含む総合的な交通事故対策を規定した基本法である。

道路交通法第71条第6号においては、公安委員会が必要と認めて定めた事項を遵守事項として規制することができるとしており、地域の実情に応じた別段の規制を施すことを容認しているといえる。よって、公安委員会（県）を構成している市町村においても地域独自の施策を定めることを認めていると解することができる。

#### (1) 幼児、児童のヘルメット着用義務化の検討

幼児、児童のヘルメットの着用については、道路交通法第63条の10において努力義務が課せられている。この規定を努力義務とした趣旨は、幼児、児童用のヘルメットの普及状況や子供の成長に合わせてヘルメットを買い替える経済的な負担等を考慮したことにあると国家公安委員長が答弁している（2007年4月10日参議院内閣委員会）。よって、全国一律に努力義務としなければならないということではなく、地域の状況によっては地域独自の規制を容認する趣旨であると解することができる。本条例立案において、幼児、児童のヘルメット着用義務化の必要性について検討した。

ヘルメットの着用は、直接的に第三者の安全に影響を及ぼす問題ではなく、着用する

か否かは個人の問題であり、義務化するには相当の立法事実が必要と考える。また、前述のような道路交通法が努力義務とした背景があるように、義務化するとなると行政として継続的な購入費の補助や無償配付等の支援が求められる。このようなことから、ヘルメットを着用しなかった場合のリスクがある程度高いとしても、義務化をすることは難しいため、本条例においては道路交通法と同様の努力義務規定を設けることとした。

(2) 携帯電話やヘッドホン等を使用しながらの運転に対する規制，罰則の検討

携帯電話やヘッドホン等を使用しながらの自転車運転（いわゆる「ながら運転」）については、道路交通法に明確な規制はなく、道路交通法第70条の安全運転の義務という抽象的な形で規制されていると解釈することもできる。茨城県道路交通法施行細則第13条には道路交通法第71条第6号の規定を受けた県独自の規制がいくつかあるが、携帯電話の操作や音楽を聴きながらの運転に関する規制はなく、危険運転による事故防止という観点からは不十分な印象を受ける。

本条例では、自転車利用者の遵守事項として、利用者に対する周知、啓発の意味を込めて道路交通法に規定されている事項を重ねて規定するとともに、安全運転義務違反となり得る対人加害性の高いながら運転等の禁止を具体的に列挙することとした（横出し条例）。また、道路交通法に罰則が規定されている違反を除き、遵守事項違反（特にながら運転）についての罰則も検討したが、違反とする範囲の設定や違反の確認方法が難しいこと（違反とするヘッドホンの音量をどの程度とするか、違反をどのように確認するか、携帯電話を手で保持しているだけの場合を違反とするか等）から罰則は設けず、違反者に対しては自転車安全利用指導員による指導とすることに留めた。これらの規制については、附則にも規定しているように、3年を経過した時点で罰則の適用も含めた検討の余地を残している。

(3) 酒気帯び運転に対する罰則の検討

<p>○道路交通法 （酒気帯び運転等の禁止） 第65条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。 （罰則） 第117条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 （1）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。）にあつたもの 第117条の2の2 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 （1）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して車両等（軽車両を除く。次号において同じ。）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの</p> <p>○道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） 第44条の3 法第117条の2の2第1号の政令で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラムとする。</p>
--

## ○警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）

第1条 この法律は、警察官が警察法（昭和29年法律第162号）に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。

2 この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小の限度において用いるべきものであつて、いやしくもその濫用にわたるようなことがあつてはならない。

## ○地方自治法

## 第14条 略

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第255条の3 普通地方公共団体の長が過料の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

2 普通地方公共団体の長がした過料の処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

## 3・4 略

道路交通法では、酒気を帯びて自転車を運転することを禁止している。この規定に違反した場合、酒酔い運転には重い罰則が科されるのに対し、酒気帯び運転に科される罰則からは自転車を含まず軽車両が除かれている。これは、自転車の違反が自動車に比べて圧倒的に軽微であり、実害もほとんど生じない事例が多く、予防的に警察官の注意で済ませ、刑罰を科すまでには至らないという趣旨によるものであると解される。また、警察官職務執行法第1条第2項に規定されているように、公共の秩序維持と安全の確保という行政警察の目的を達成するための手段として警察権の発動は必要な限度において行うべきという警察比例の原則との関係もあると考えられる。

しかしながら、現に、市内の特定の区域において飲酒運転による交通事故が多発し、市民の安全が脅かされる状況にあることを鑑みると、本条例においては、対人加害者性の高い酒気帯び運転についても罰則を設け、規制を強化することを検討した（上乘せ条例）。

## ア 罰則の種類の見直し

自動車の酒気帯び運転の罰則（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）を自転車に対し適用することは、違反行為に対する比例原則や自転車の交通ルール、運転マナーの周知が不十分であることを考慮すると適切でないと判断し、違反者を罰すること自体が目的ではなく、遵守事項を遵守させ、自転車の迷惑運転、危険運転の未然防止策として、過料を科すこととした。

過料は、地方公共団体の長による行政処分であり、地方自治法第255条の3第1項において、過料の処分を受ける者に対しあらかじめその旨を告知し、弁明の機会を与えなければならないとされている。当初は、違反現場において告知、弁明の機会の付与を行い、過料を科すことを検討していた。しかし、違反者の多くは飲酒により正常な判断能力が失われていると考えられ、告知、弁明の機会の付与という手続を踏んで過料処分を行ったとしても、それが正当な手続を経て行われた処分とみなすことができ

るのかという疑問が生じる。よって、違反現場においては、口頭による告知のみに留め、後日、文書により改めて告知し、弁明の機会を付与する。機会を与えたにもかかわらず、弁明をしなかった者については、権利を放棄したものとみなすこととする。

また、過料の金額については、違反現場で徴収することを前提に、違反者が持ち合わせていて、指導員が徴収する手間のかからない金額と考えていた。ところが、前述のように過料処分の事前手続を後日行うことが適切と判断したことから、この前提にとらわれず、利用者の安全意識が高まり、違反行為の抑止力が働くことを考慮して千代田区の路上喫煙等防止条例等を参考に上限を30,000円と設定し、実際の運用では3,000円程度の徴収を想定している。

#### イ 罰則を科す対象の検討

政令で定める酒気帯び運転となる基準に達した者には酒酔い運転の者も含まれるが、酒酔い運転には、法の刑事罰が既に存在しており、本条例で過料の対象としても意味がないため除外し、酒気帯び運転の自転車利用者のみを対象とした。

#### ウ 酒気帯び運転の確認方法の検討

<p>○道路交通法 (危険防止の措置) 第67条 1・2 略 3 車両等に乗車し、又は乗車しようとしている者が第65条第1項の規定に違反して車両等を運転するおそれがあると認められるときは、警察官は、次項の規定による措置に関し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、政令で定めるところにより、その者の呼気の検査をすることができる。 (罰則) 第118条の2 第67条(危険防止の措置)第3項の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者は、3月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>○道路交通法施行令 (呼気検査の方法) 第26条の2の2 法第67条第3項の規定による呼気の検査は、検査を受ける者にその呼気を風船に吹き込ませることによりこれを採取して行うものとする。</p>
--

道路交通法において、酒気帯び運転とされる場合の身体に保有するアルコール濃度は、政令において規定されているが、酒酔い運転については酒気帯び運転の状態にあつて、酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態)と規定され、数値による明確な基準はなく、その判断は警察官に委ねられている。そこで、酒気帯び運転に過料を科すに当たり、その確認方法について検討した。

#### 【検討1(不採用案)】

酒気を帯びて運転していることが疑われる自転車利用者を自転車安全利用指導員が発見した場合、警察に通報する。道路交通法に基づき警察官が呼気アルコール濃度検査を行い、検出された数値、自転車利用者の状況に応じて罰則を適用する。その結果が酒気帯び運転であった場合、罰則はないため、自転車利用者に対し警察官による指導が行われるものと推測される。その後、自転車安全利用指導員が警察官に呼気検査結果の提供を依頼し、提供された結果を基に過料を科す。しかし、この方法には次のような問題があり、現実的には困難であると考えられる。

- ・警察官の到着までに時間を要すること。
- ・警察官から呼気検査結果の提供を受けることが可能か不明であること。
- ・警察官の呼気検査結果に基づき行政が過料を科すことが適切かということ。

【検討 2（採用案）】

自転車安全利用指導員が酒気を帯びて自転車を運転していることが疑われる者に対し、直接呼気アルコール濃度検査を行い、違反者には過料を科す。しかし、自転車安全利用指導員が呼気検査を行い、政令で規定する以上の数値が検出されたとしても、それが酒気帯び運転なのか酒酔い運転なのかを判断することはできない。実際の現場では、酒気帯び運転の疑いの自転車が多い区域（繁華街周辺等）に限定し、自転車安全利用指導員が警察官とともに巡回を行う。警察官立会いの下、自転車安全利用指導員が疑いのある自転車利用者に対し呼気検査を実施し、警察官が酒酔い運転として検挙しなかった者を酒気帯び運転として過料処分とする方法が考えられる。この場合も警察との連携、協力が不可欠である。

また、自転車安全利用指導員による呼気検査は、任意の協力によるもの（行政指導）であるから、拒否される可能性がある。その実効性の担保として、検査拒否に対し罰則を科すことも検討したが、警察官の呼気検査拒否には道路交通法第118条の2の規定による罰則が存在しており、検査を拒否された場合は、警察に対応を依頼することとした。

エ 罰則の施行期日

混乱の防止と条例の円滑な施行のため、本条例の施行後1年間は、条例の周知とともに交通ルールや運転マナーの広報、啓発、教育等を重点的に行い、自転車の安全利用に関する意識の市民への浸透を図る期間とし、その後、罰則規定を施行することとした。

6 住民基本台帳法との関係

<p>○住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） （住民票の記載事項）</p> <p>第7条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。</p> <p>(1) 氏名 (2) 出生の年月日 (3) 男女の別 (4)～(6) 略 (7) 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日 (8)～(14) 略</p> <p>（国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）</p> <p>第11条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項（中略）を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。</p> <p>(1) 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称</p>
---



(2) 請求事由（当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの（次項において「犯罪捜査等のための請求」という。）にあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）

(3)・(4) 略

### 3 略

（国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付）

第12条の2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しで第7条第13号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第1号から第12号まで及び第14号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

(1) 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称

(2) 現に請求の任に当たっている者の職名及び氏名

(3) 当該請求の対象とする者の氏名及び住所

(4) 請求事由（当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものにあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）

(5) 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

### 3 略

4 市町村長は、特別の請求がない限り、第1項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第7条第4号、第5号、第9号から第12号まで及び第14号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。

5 第1項の規定による請求をしようとする国又は地方公共団体の機関は、郵便その他の総務省令で定める方法により、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

個人情報保護条例との関係で述べたとおり、自転車安全利用指導員が自転車利用者に対し指導等を行った際に当該自転車利用者から収集した住所、氏名等の個人情報を住民基本台帳等の公簿と照合しその正確性を確認することが必要であるが、当該自転車利用者が他の市町村に住所を有している場合は、その照合は、当該市町村に対する照会により行わなければならない。

照会の根拠法令として、住民基本台帳法において、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求（第11条第1項）、住民票の写し等の交付の請求（第12条の2第1項）の規定があるが、いずれも「国又は地方公共団体の機関」が「法令で定める事務の遂行のために必要である場合に」請求できると定められている。しかし、照会を受けた当該市町村の「法令」の解釈によって、次の2通りの場合が考えられる。

#### ① 条例は「法令」の中に含まれないと解する場合

法令は通常、国の法律、施行令、施行規則等を指すことから、条例は「法令」の中に含まれないと解する場合（法が及ぶ範囲が規定されている場合のみ含まれると解する場合）は、当該市町村は、本条例は請求の根拠法令とならないことから請求に応じないことになる。この場合には、当該市町村は、当該市町村の個人情報保護条例等の規定に則って照会の可否について判断することが考えられる。

#### ② 条例は「法令」の中に含まれると解する場合

「国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のため」とあることから、

「法令」が「国又は地方公共団体の機関」を網羅するものとして、条例も含まれると解する場合は、当該市町村は、本条例を根拠法令として照会に応じると考えられる。

#### 7 自転車安全利用講習会の受講義務付けについて

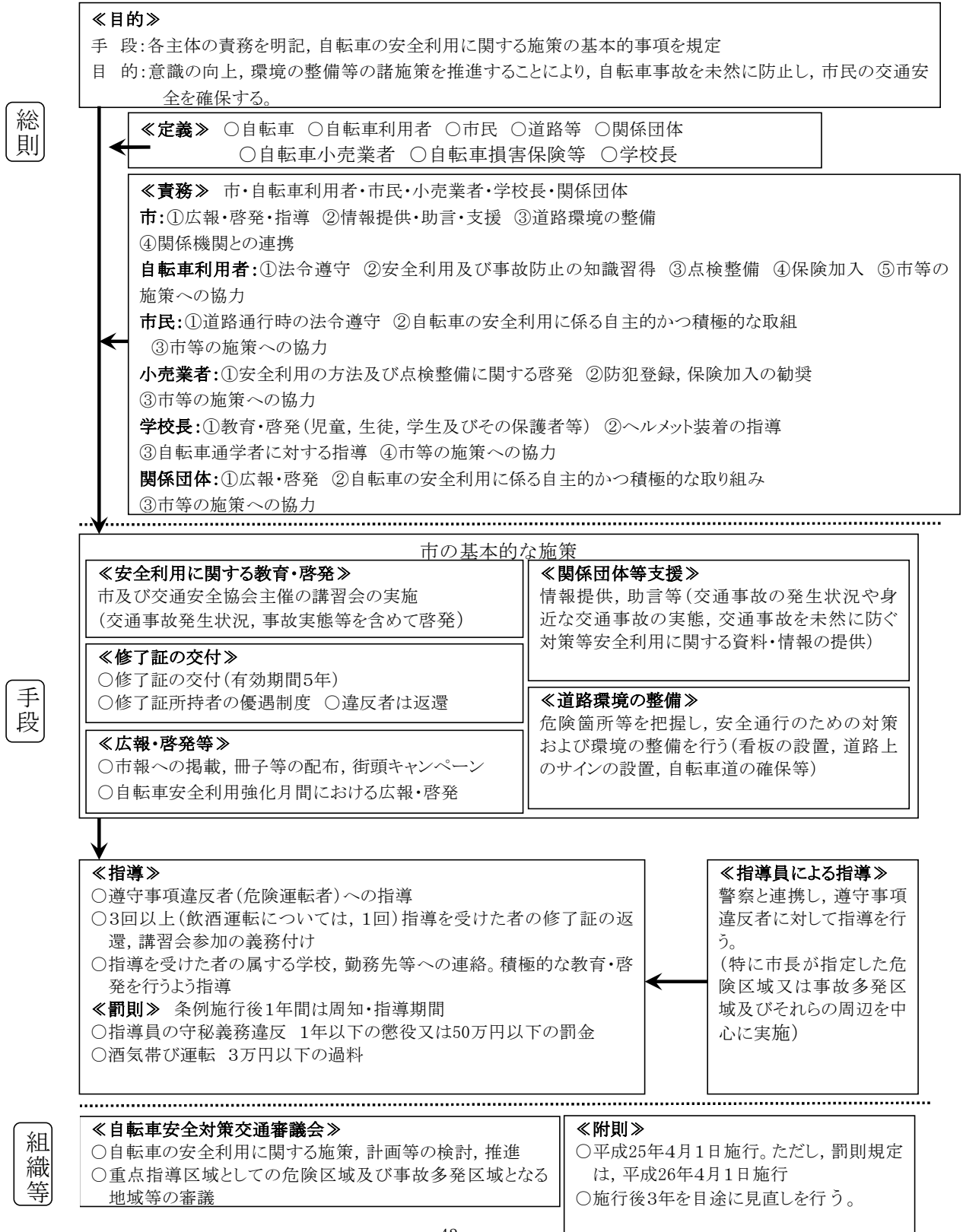
○岩丘市自転車の安全利用に関する条例 (指導員の指導等) 第14条 略 2 指導員から次の各号に掲げる規定の違反に係る指導を受けた自転車利用者は、当該指導を受けた回数が当該各号に定める回数に達するごとに、自転車安全利用講習会を受講しなければならない。この場合において、当該自転車利用者が第12条第1項の規定による修了証の交付を受けたものであったときは、当該自転車利用者は、当該指導を受けた回数が当該各号に定める回数に達したときに、その者に係る修了証を返還しなければならない。 (1) 第9条第1項第3号 1回 (2) 第9条第1項各号(第3号を除く。)並びに同条第2項第1号及び第2号 3回 3～5 略
---

岩丘市自転車の安全利用に関する条例第14条第2項は、自転車安全利用指導員の指導を受けた回数が同項各号に定める回数に達した場合における自転車安全利用講習会の受講義務について定めている。

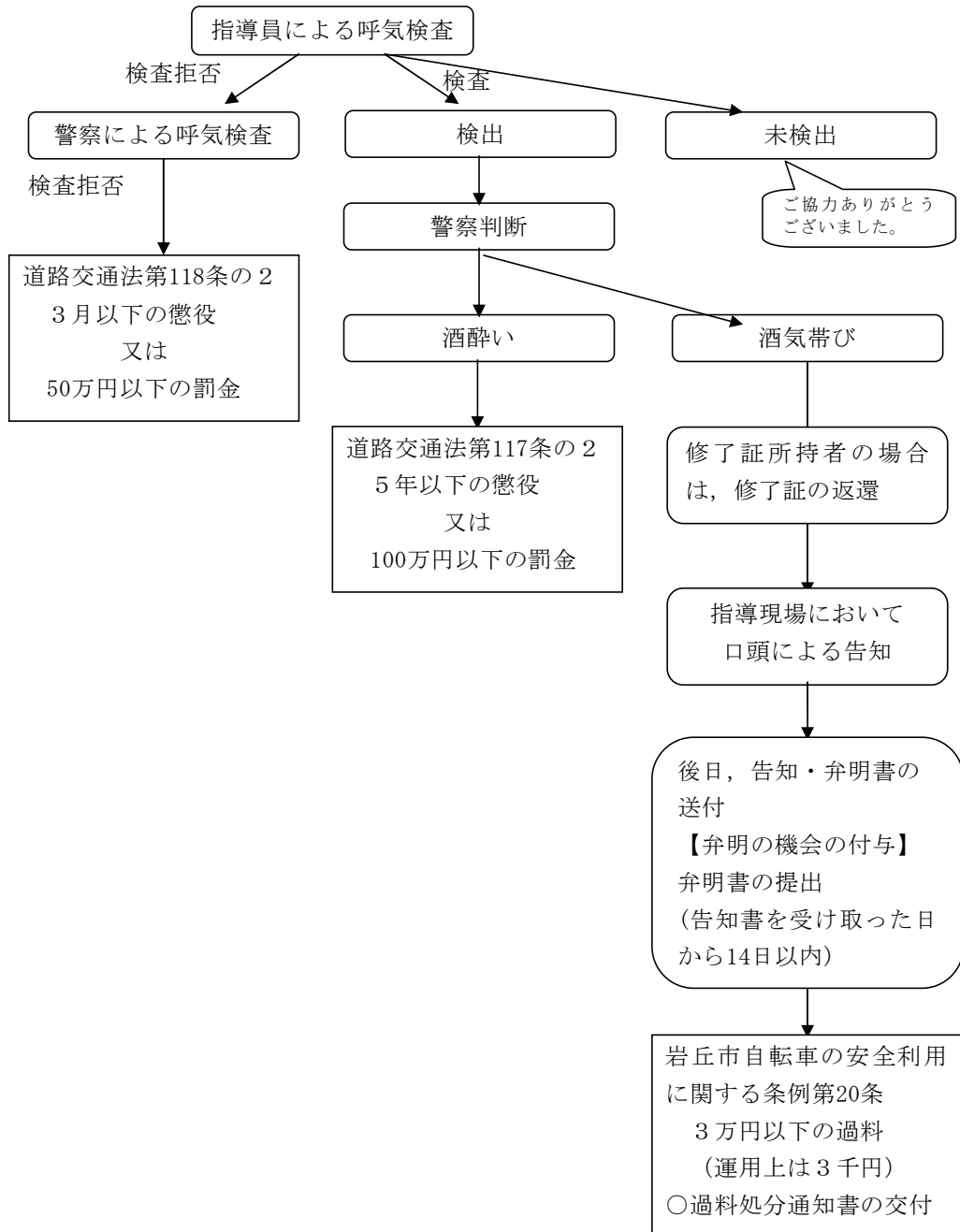
本規定は、地方自治法第14条第2項において「義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」との規定を受けたものだが、本規定違反者に対する罰則の実行性の担保が難しく、本条例は、受講の義務付けだけに留めた。

平成23年の道路交通法改正において自転車の利用に関し罰則の強化が図られたが、法令違反が後を絶たないことから、平成24年10月、警察庁は有識者による会議を設置し、悪質な違反者に対する講習の受講義務付け等の検討を始めた。将来講習の受講義務付けに係る法改正があった場合には、本規定も所要の改正する必要があると思われる。また、東京都は自転車へのナンバープレート装着義務化の検討を始めたところであり、全国的に広まれば、本市もナンバー制度導入を検討し、本条例の改正を検討する必要があると思われる。

岩丘市自転車の安全利用に関する条例 チャート図



飲酒運転に関する指導，過料手続きについて



参考文献等

○条例等

- ・盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例
- ・取手市自転車安全利用条例，同条例施行規則
- ・埼玉県自転車の安全な利用を促進する条例
- ・市川市自転車の安全利用に関する条例
- ・浦安市自転車の安全利用に関する条例
- ・板橋区自転車安全利用条例
- ・新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例
- ・豊島区自転車の安全利用に関する条例（案）
- ・三鷹市自転車の安全利用に関する条例
- ・府中市自転車の安全利用に関する条例
- ・鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例
- ・京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例
- ・京都市自転車安心安全条例
- ・摂津市自転車安全利用倫理条例
- ・福岡市自転車安全利用推進員設置要綱
  
- ・神奈川県道路交通法施行細則
  
- ・さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例，同条例施行規則
- ・安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例，同条例施行規則

○資料等

- ・自転車条例制定状況【全国Ver】：厚木市
- ・（仮称）厚木市自転車安全促進条例に規定すべき基本事項について（報告）：（仮称）厚木市自転車安全促進条例検討委員会
- ・「（仮称）草津市自転車安全利用及び利用促進に関する条例」制定に向けた取り組みについて：草津市
- ・福岡市自転車の安全利用に関する条例検討委員会資料（第1回～第4回）
- ・自転車の安全利用に関する条例について：岩手県立大学フェロー会員 元田 良孝
- ・平成23年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について：警察庁交通局
- ・平成23年中の交通事故の発生状況（修正版）：警察庁交通局
- ・高齢者と子ども及び自転車利用者の事故防止対策への提言：兵庫県警察本部
- ・武蔵野市ホームページ  
([http://www.city.musashino.lg.jp/norimono\\_chuurin\\_chuusha/jitensha\\_churinjou/003642.html](http://www.city.musashino.lg.jp/norimono_chuurin_chuusha/jitensha_churinjou/003642.html))

○文献

- ・自治体政策法務：田村泰俊／千葉実／吉田勉 編著
- ・行政手続法・行政不服審査法（第2版）：室井力／芝池義一／浜川清 編著
- ・新版 逐条地方自治法（第6次改訂版）：松本英昭
- ・自治体法務研究 2012春
- ・自治体法務NAVI vol. 37
- ・新訂 ワークブック法制執務：法制執務研究会 編